

VI. 城北中学校生徒心得

1. 服装容儀について

(1) 制服 【男女共通】令和3年度より新制服

- ① 本校指定の制服を着用する。
- ② 制服はズボン、スカート、ブレザー、長袖、半袖のYシャツ、リボン、ネクタイである。
- ③ Yシャツの下からは、肌着やえり無しのTシャツを着用する。
体育着をYシャツの中から肌着として着用する場合、衛生面、健康面を考慮して体育の後は着替えをすること。ハイネックやパーカー(フード付)は禁止とする。
- ④ ネクタイやリボンは式典や学校行事で指定のあった場合に必ず着用する。
- ⑤ スカートのひざを覆う長さとし、極端に長すぎたり短すぎたりしないこと。
- ⑥ 寒い日はタイツ(黒系統)の着用を認める。

(2) ベルト 黒・茶系統のものとする。(必ず着用する)

(3) 靴 登下校…運動靴(スパイク類, 厚底, 革靴は禁止) 校舎内…指定の体育館シューズ

(4) 靴下 学校行事等で指定する場合は白とする。

(5) 衣替え 衣替えについては、概ね12月～3月を冬服期間とするが、調整期間については気温等の状況を考慮して決定する。冬服完全実施期間はブレザーを着用し、気温や体調に応じて着脱できる。

(6) 頭髪等 清潔感のある整然とした髪形とする。奇抜な髪型は不可。 (縮毛矯正は個別対応とする)

- ① 前髪…目にかからないようにする。
- ② 後ろ髪…肩に触れる長さの場合は、衛生面、安全面などを考え、時と場に応じて束ねる。
派手なゴムや飾り止めはしない。(シュシュや、ヘアクリップ等は不可)
- ③ 眉毛…整える範囲は認める。

(7) 禁止事項 ピアス、指輪、ネックレス、ミサンガ、カラーコンタクトなどの装飾品 脱色、染髪、整髪料、香水、化粧(マスカラ等)、エクステ マニキュア、そり込み、ライン、ドレッドヘアー、パーマ、モヒカンなど

2. ジャージ登校について

(1) 行事等により指示がある場合は、体育着・ジャージ登校となる。

- ・ジャージの下には本校指定の体育着を着用すること。
- ・きちんとジャージを着用し、上着はファスナーを胸元まで閉める。
- ・ズボンの裾を曲げたりしない。

(2) ジャージを着用することについて

- ・夏服時: 体調管理のためにシャツの上からジャージを着用しても良い。
- ・冬服時: 寒い場合はブレザーの下にジャージを着用しても良い。

3. 所持品

- (1) 生徒身分証は原則として携帯する。
- (2) 所持品には必ず学校名、学年、組、氏名を記入する。
- (3) 学習活動に必要なものだけを所持する。
- (4) 必要以上の金銭は持ってこない。
- (5) カバンについては、大きさや形の指定は特にはないが、その日の学習用具がすべて収まるものであること。(ミニリュック・買い物袋・ビニール等は不可)
- (6) 携帯電話(スマートフォン)、アップルウォッチ、ゲーム、マンガ、携帯型音楽プレーヤー等の学校持ち込みは禁止する。
- (7) 特別な事情がない限り、校内への携帯電話(スマートフォン)の持ち込みを原則禁止する。
(城北中学校における携帯電話の取り扱い等に関する校内規則による)
- (8) 衛生面から夏場の制汗シートの持ち込みを認める。(制汗スプレーは禁止)
- (9) 授業で使用する場合に限り、教科担任の許可のもとイヤホン等の持ち込みを認める。
・紛失や破損等のトラブルは自己責任とする。
- (10) 冬服期間中に寒い場合は、膝掛けに使用するためにブランケットの持ち込みを認める。
・ただし、移動教室の際に肩や腰に巻いて移動することのないよう注意する。
・なお、ジャージを膝掛けとして使用してもかまわない。

4. 登下校

- (1) 8時10分までには入室する。(登校奨励時刻8時)
- (2) 8時15分は公簿上の遅刻となる。
- (3) 朝の会が終わって登校した場合、「入室許可証」を職員室で受け取り、担任・教科担任に提出し入室する。(普通日課は8時40分以降、30日課は8時20分以降)
- (4) 登校したら帰りの会が終了するまでは、校外に出ない。
- (5) 何らかの事情で外出する際には、教職員から許可を得る。
- (6) 下校時刻は守る。
- (7) 下校時刻以降も残る場合は、担当教師がつくこと。

5. 諸届等

- (1) 欠席・早退・欠課・忌引きをする場合は、保護者が学校にWEB 欠席届または電話で届出る。
(生徒からの連絡は受付できない)
- (2) 一週間以上にわたる長期病欠の場合は、必要に応じて医師の診断書を添えて届出る。